

## 熊谷市農業委員会委員候補者選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊谷市農業委員会委員候補者の選考等に関する規則（平成29年規則第49号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき熊谷市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が実施する熊谷市農業委員会の委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価)

第2条 選考委員会は、熊谷市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱（平成29年訓令第12号）第6条第1項の規定により候補者を選考するときは、次の各号に掲げる様式により評価するものとする。

- (1) 農業に従事している候補者の選考 評価基準表1（様式1）
- (2) 農業に従事していない候補者の選考 評価基準表2（様式2）

2 選考委員会は、規則第6条に規定する推薦を受けた者又は委員に応募した者（以下この項において「被推薦者等」という。）に係る第1項の規定による評価を行った場合において、その被推薦者等の評価に係る点数が著しく低く熊谷市農業委員会の委員としてふさわしくないものと判断したときは、被推薦者等の総数が熊谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成29年条例第45号）第2条に規定する熊谷市農業委員会の委員の定数を満たしていない場合においても、当該被推薦者等を候補者として市長に報告しないこととすることができる。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。